

## 革命を推進している日本国憲法の問題

憲法改正について、国会での議論はなかなか進んでいませんが、国民からは「早急に改正すべき」という声が高まっています。なぜ、憲法を改正しなければならないのでしょうか。何が問題なのでしょう。異例なことですが、今回は、憲法について述べていきます。

憲法学の専門家、八木秀次氏(現在麗澤大学国際学部教授)が「日本を愛する者が自覚すべきこと」(PHP 研究所発行)で述べていることを引用させていただきながら進めます。

### 憲法とはどういうものか

憲法はもともと英語の「constitution」の翻訳語です。「constitution」の最大の意味は、「組織・構成」とか「体質」というもので、国の体質、すなわち「国柄」「国家観」というものです。

「憲法」という訳語は3番目か4番目に出てくるものに過ぎません。ですから「憲法」に書かれるものには、「国柄」「国家観」を表すというものがなければなりません。

日本というのはどのような国柄か。どのような国家観を持った国を造ろうとしているのか、ということが憲法に表されるべきものなのです。国柄・国家観を表すものであるのが、「憲法」です。

### 国家観にはどのようなものがあるか

国はどのようにできたのか、国の成り立ちについて、2通り、表す仕方があります。

1つは、歴史的な国家観、もう1つは、契約的な国家観 です。

歴史的な国家観というのは、「国家の連続性」、「歴史的な連続性」を表すもので、ほとんどの国では、憲法の前文で言及しています。「国家の歴史に言及する」、これが世界の常識です。

実際に各国の憲法を見ても、前文にこそ、文化的、歴史的なその国の由来、そして国柄といったものが表現され、そこから立ち上る国家の理想が高らかに謳われています。

「歴史や伝統に言及することこそが憲法の本質的な要素」です。

歴史的な国家観というのはどういうことか、米沢藩の上杉鷹山が具体的に、的確に述べています。

「国家は祖先からの大切な預かりもので、祖先から子孫へ伝えられていくもの。今生きている我々は、祖先から受け継いできたものを台無しにしたり、祖先が歩んできた歴史を傷つけたりしてはいけない。大切な預かり物である国家を引き継ぎ、更に発展させて子孫へ伝えていくべきである」というものです。

もう1つの契約的な国家観は、「社会契約説」が典型例です。イギリスのジョンロックという人が、イギリスの名誉革命を正当化するために、「統治論第2篇」という書物に書いて主張したものです。

「国家というものは個々人の厳粛な『信託』によってできたものである。しかし、政府がきちんとその役

目を果たしてくれなければ、社会契約を解消して、別の政府をつくる。」

「革命権(抵抗権)」を行使することによって政府を変更することができる。」

歴史を断絶する、革命の論理です。

しかし、ロックのこの論理は、当時のイギリスでは通用しませんでした。イギリスの名誉革命というのはそういうものではなかったのです。

当時のイギリスでは伝統的なルールに従って政治が行われていましたが、それに従わない王が現れたため、追放し、新しく迎えた王に伝統的なルールに従うよう王権を制限したというものです。ロックの論理とは全くちがうのです。

名誉革命の真相、もう少し具体的に言うと次のようなものです。

1688年に始まった「名誉革命」は、元はスコットランド出身のスチュアート朝のイングランド王ジェームス2世を王位から追放して、その娘メアリと夫ウィリアム3世をイングランド王位に即位させたクーデターです。誰も血を流さなかったということから「名誉革命」と呼ばれています。

では、なぜこのような「革命」が行われたかという、スチュアート朝というスコットランド出身の王朝、イギリスのこれまでの政治伝統からかけ離れている王朝、これがイギリスの伝統的にある考え方、「コモンロー」を守らなかったからでした。

「コモンロー」というのは、イギリスに伝統的にある考え方で「法は、誰か政治権力者がつくった命令ではなく、人々の長い経験の中で試行錯誤しながら、だんだんと固まってきたルールや、正しさの観念である」といった考えです。

つまり、「法」とは、「人々の長い経験から自ずと決まってきたルール」「みんなで決めたルール」です。「伝統」といってもよい。それには国王といえども従わなければならない。もし従わなければ、制裁を加えられることもあるというものです。

1215年に出された「マグナカルタ」(大憲章)という有名なものがあります。これも伝統的なルールを守らない国王に対し、封建領主が「守って下さい」と取り決めたルールです。国王に対し、「あなたの祖先は私たちの祖先との間で、伝統的なルールをずっと守ってきた。その子孫であるあなたも、そのルールに従わなければいけません」と請願する憲章です。つまり、国王の権限も伝統的なルールに則って制限されるというものです。

「絶対王政」というのは、実は、この「コモンロー」を守らない、法に縛られない、という意味です。このような「コモンロー」を守らない国王が続いたため、やむなく、オランダから別の国王、ウィリアムを連れてきて「コモンロー」を守らせることにした。これが名誉革命なのです。

「独立宣言」は革命理論を内包している

ロックの歴史を断絶する、革命の論理が生きるのは、100年近く経った後のアメリカが独立する時です。「独立宣言」の中でその論理が使われたのです。

なぜ、アメリカ独立宣言の中で、ロックの論理が使われたかという、

もともとアメリカは、イギリスから渡った人々で作ったイギリスの植民地でしたが、その植民地の人々がイギリスから独立しようとしています。その際、イギリスが良い国であっては都合が悪い訳です。

アメリカの独立は、植民地統治を批判して、イギリスの歴史から離脱して、全く新しい「歴史を継承しない国」をつくることに目的がありました。

アメリカの独立宣言を読むと、イギリスの歴史を継承するという趣旨は全くうかがえません。神の被造物である人間たちが、社会契約を交わして新しい国を作ったという論理です。

政府が悪いから契約を解消して、新しい政府、国を作るという、ロックの論理がここで使われたのです。アメリカの「独立宣言」には、歴史を分断、切断する「革命」の論理が入っているのです。

明治憲法はどのような経緯の中で作られたのか。

まず、当時の日本を取り巻く世界情勢というのは、欧米の列強国が武力を背景に、アジア諸国を侵略し、ことごとく植民地にしていました。中国もアヘン戦争を仕掛けられて敗れ、半植民地状態になっていました。日本も同様に侵略される滅亡の危機にありました。

国家存亡の危機に、幕府では対応できないとして、薩摩・長州藩・朝廷を中心に、明治新政府が作られました。

どうやって国の独立を守るかが、一番の課題です。

まず出されたのが、明治天皇による「五箇条のご誓文」です。「ご誓文」は天皇が神に誓って出されますが、このことだけでも「歴史的な国家観」に立っていることが分かります。

五箇条のご誓文には他に次のような国家観が示されています。

新しい日本は広く会議を開いて、何事も話し合いによって解決していこう。

国際法に基づいて開国すること。広く知識を世界に求めること。

では明治憲法はどのようにして、あるいはどのような国家観で作られたのでしょうか。

憲法制定に向けて、伊藤博文がヨーロッパに渡って、調査します。フランスは革命で王制を廃止していましたので参考になりません。

伊藤は君主制の強いドイツの憲法を学んで、それと同じ憲法を作ろうと考えていましたが、法学者、グナイスト、シュタインからこう言われます。

「日本の憲法は、あなたの国の歴史や伝統に立脚したものでなければなりません」

国内では、井上毅が同じ考えにたどり着き、古事記や日本書紀、万葉集を読んで研究します。

アメリカに渡って勉強していた金子堅太郎も、同じ考えにたどり着きます。

こうしてわが国の歴史や伝統に立脚した憲法を作るという考えで一致した3人が中心となってつくったのが明治憲法、大日本帝国憲法です。

第1条 日本帝国は万世一系の天皇これを統治す

前文 「皇祖皇宗の遺訓を明徴にし」

第1条で、歴史ある日本の元首が天皇であること、前文で、「歴代の祖先の残した教えを明らかにし」と、国家・歴史の連続性を示しています。

「国家の連続性、歴史の連続性を踏まえて作る」、日本の国家観に基づいてつくる、これが一番大事だということです。

## 憲法と教育勅語の関係

憲法が公布された翌年に「教育勅語」を公布していることに特徴があります。教育勅語も日本の伝統、歴史、価値観を踏まえてつくられたものです。

父母に孝行し、兄弟は親しみ合い、夫婦は仲むつまじく、友人は信じ合い  
(父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信ジ)

教育勅語には、日本の歴史・伝統を踏まえた道徳心や倫理観がよく表れています。

明治憲法も国民国家として必要な国防、教育、納税の制度を定めた他、教育勅語とともに国家観を示しています。

## 国防を担う者に参政権が与えられ、社会福祉を受ける権利がある

八木氏は同著の中で、国防と参政権、社会福祉の関係について、重要な指摘をしていますので紹介しておきます。

日本は明治憲法を制定し、近代的な国民国家となります。「国民」というのは国防の義務を負うということの意味です。封建社会では武士が国防の義務を負いましたが、身分制を廃した近代国家ではそのような任を担う特定の者達はいません。自分の国は「国民」みんなで守なくてはならなくなっているのです。その場合、徴兵制か志願制かは、運用の仕方であって、本来は「国民」全員に国防の義務があるのです。これが「国民国家」というものです。ですから国家の国防を担うものを「国民」といいます。政治に参加する「参政権」はこの「国民」に与えられます。「福祉」も同じ考えで、年老いたり、負傷した者、将来国防を担う子供らが国からの「福祉」を受けられる、という考えです。八木氏は、国防と参政権、社会福祉の関係について次のように述べています。

「国防の義務と参政権とは表裏一体の関係です。自らの国を責任を持って守る存在である者のみが、国家の意思形成に参画する」

「社会福祉も国防の義務と対の関係にあるとも言えます。つまり自らの国を守る存在である国民によって、国民国家は構成されていますが、その国民が場合によって自立できない時には国家が助ける。あるいは相互扶助する。これが社会福祉のそもそもの趣旨なのです」

## 靖国神社への首相の参拝は必要不可欠

さらに八木氏は、「靖国神社への首相の参拝は必要不可欠」だとも言及しています。なぜでしょうか。

靖国神社は戦没者を慰霊する中心的施設です。そこには国の命令で国家の存続を図るために自らの命を犠牲にした人々が祀られています。八木氏の言葉を引用します。

「国防とは、ある時代のある世代が自らの命を投げ出してでも国家の存続を図る行為」

と国防について述べています。国柄を蹂躪したり、自らの国の歴史を断ち切ろうとする外敵に対しては、自らの命を犠牲にしても、それを断固阻止する行為ということです。

「国は何代、何十代もの我々の祖先達が築いてきたものであり、それをまた自分達の代を経て次の世代、さらにずっと先の世代に伝えていくもの」

と、歴史的な連続性を認識しているからこそ、自分の命・自由・財産を犠牲にできる。

「今の自分達がたとえ犠牲になっても、国の存続を図る行為」

それゆえこの国防は、古今東西、一貫して崇高な行為とされています。

国家の命令によって、自己の命、自由、財産を犠牲にした人達に感謝し、顕彰し、慰霊、追悼を行うことは政府の責任として行わなければなりません。国の存続を図るために、ある時代のある世代の生命、自由、財産を犠牲にした人々に対して、後の政府が国家の事業として感謝、顕彰、追悼を行うことは、国家が国家として存続する以上、普遍的なことです。

自衛戦争か、侵略戦争かによって、参拝するべきなのか問題視する人々がありますが、このことについても、

「自衛戦争であろうが、侵略戦争であろうが、国家の命令によって自己を犠牲にした人たちに感謝し、顕彰し、慰霊、追悼を行うことは後の政府の責任というべきものです。」

と、戦没者の追悼と戦争の性質とは、関係がないことを明らかにしています。

もし、自らの命、自由、財産を犠牲にしてまで国家の存続を図ろうとした人達に対し、後の政府が感謝、顕彰、慰霊、追悼をしなければ、誰が好き好んで自分の命、自由、財産を犠牲にするでしょうか。戦没者に対する感謝、顕彰、慰霊、追悼を行わなくなったら、国家の存続を図るために立ち上がる人々はいなくなってしまうでしょう。

靖国神社の参拝は、国の命令で国家の存続を図るために、命を犠牲にした人達を顕彰、慰霊することです。国家の命令で亡くなった人達は、他の戦没者よりもいっそう手厚く顕彰、慰霊しなければなりません。だからこそ、「靖国神社への首相の参拝は必要不可欠」なのです。

聖徳太子の改革から律令国家を成立させるまでの理念

明治憲法の他に、参考にすべきすぐれた改革の理念があらわれているものがあります。聖徳太子の改革から大宝律令を制定して律令国家となるまでの理念です。

聖徳太子がいた頃、大陸には隋という大帝国が起り(589年)、周りの国を侵略し滅ぼしていきま

す。国内では豪族同士の争いが絶えず、蘇我氏が横暴に振る舞います。まさに「内憂外患」の危機にありました。

太子は遣隋使を出して、隋の国情や制度を調査します(600年)。

2回目には「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。お元気ですか」と書いた国書を皇帝に渡します。中国の冊封体制に服さず、対等な立場を示したのですが、これに煬帝は激怒します。(607年)

3回目の派遣の際には「東(ヤマト)の天皇、敬みて、西(モロコシ)の皇帝に申す」と、皇帝の称号に配慮しながらも、天皇の称号を示して、あくまで対等な地位を表明します。こうして国外には、自立した国であるという姿勢を示したのです。(608年)

国内では「冠位12階」の制度を取り入れ、家柄に関わりなく、能力に応じて人材を登用しました(603年)。翌年「17条憲法」を定め、和を大切に、天皇を中心に協力して国家づくりを目指す理念を示します。

太子が亡くなった後、蘇我氏一族の勢力は増し、専横を極めます。中大兄皇子(後の天智天皇)、中

臣の鎌足は蘇我蝦夷・入鹿親子を倒して蘇我氏を滅ぼし、新しい政治の仕組みをつくる改革を始めます。「大化の改新」です。これまで土地や民は豪族がそれぞれが勝手に私有していました。戦いにおける兵の派遣は豪族の意向に左右されていました。大陸では隋に代わって唐の大帝国が高句麗を攻撃するなど朝鮮半島で緊張が走っていた時です。豪族が私有していた土地と民を国家が統治する「公地公民」の方針はこのような背景のもと、出されたのです。朝廷は「大化」と日本最初の元号を立てます。これ以降中国の年号は使わず、わが国独自の元号を制定し続けます。自立した姿を内外に示したのです。太子の改革の意思は引き継がれます。

白村江(663年)の闘いで唐と新羅連合軍に日本と百済が敗れたことは、大変な衝撃でした。唐は高句麗も滅ぼし、朝鮮半島は新羅が支配します。日本も侵略されてしまうのではないかと、どうやって国の独立を守るか、一大事です。

朝廷は都を難波から奥地の近江に移しました。いかに危機を感じていたのかがよく分かります。九州に防人を配置し、太宰府には水城を築くなど備えを固めます。このような状況下で作られたのが大宝律令(701年)です。律令は唐の政治制度ですが、そのままの模倣ではありませんでした。「易姓革命」「宦官」「てんそく」などの思想・制度は断じて入れませんでした。国家観がしっかりしていたことに注目すべきです。

国政を司る「太政官」の他に、神々の祀りを司る「神祇官」を天皇の元に置いたのが大きな特徴です。天皇が祭祀王である、わが国の歴史・伝統の実情に合わせて作っているのです。

ここでもまた特徴的なのは、大宝律令と、「古事記」「日本書紀」がセットで作られていることです。天武天皇は、律令制度の整備とほぼ同時に歴史書の編纂に取りかかるよう指示しています。どのような国家をつくるか。歴史の伝統・文化、連続性を踏まえてつくられているのです。

唐帝国の侵略に備えて、危急の伝令が速やかに伝わるよう山陽道、東海道などの街道を整備し、各所に「駅」を設けました。福山市には今も「駅家」の名前を残す町があります。

防人となる人々は、諸国から集められ北九州に配置されました。1300年以上も前から、祖先の人々が自らの命、財産の犠牲も厭わず防衛の任務につき、わが国を守ってくれています。次の歌は、駿河国(現在の静岡県あたり)の防人が詠んだ和歌です。

父母が頭搔き撫で幸くあれて言いし言葉ぜ忘れかねつる

防人として任につくために故郷を離れるよいよ旅立つ日でしょう。見送る父母から、頭を搔き撫でられながら「どうか無事で」と言われた。その時のことがどうしても忘れられない。というものです。親を故郷において防人の任につかなければならないが、その両親から、とにかく子供の無事を願う言葉を告げられた。なにより子供の無事を願う親、その気持ちが痛いほどよく分かる防人の感情がよく伝わります。頭を搔き撫で「幸くあれ」というのは、無事を願う両親の精一杯の仕草と言葉でしょう。無事を願って送り出す両親と親の気持ちに感謝する防人家族の姿が目目に浮かびます。この和歌は「万葉集」に納められています。万葉の昔の人々が詠んだ和歌。それが現代の私たちの心に響き、万感胸に迫ります。家族愛、親子愛が溢れる和歌です。1300年以上も前に生きた祖先の人々の言葉が通じるだけでなく、感

情まで共有できるというのはありがたいことです。家族や国家という共同体を大切に守る人々が歴史を繋げてくれていたからこそです。自らの国の歴史を断ち切ろうとする外敵に対しては、自らの命や家族を犠牲にしても「歴史の連続性」「国家の存続を図る」人達がいた。今の私たちがあるのは、祖先の人々が国家を大切な預かり物であるとして受け継ぎ、ずっと引き継いでくれたからこそと、つくづく思います。感謝です。

#### 日本国憲法の制定の経緯

大東亜戦争は、アジアの国々を植民地にしていた欧米諸国との闘いでした。日本は敗れましたが、アジア諸国は戦後、欧米諸国からの再植民地化を許さず、独立を果たしていきます。

日本は連合国に占領されました。連合国の占領の目的は、「日本が2度とアメリカの脅威にならないよう、伝統文化から国家体制まで作りかえる」ことでした。

そのため GHQ は、「戦争についての罪悪感を日本人に植えつけるための情報宣伝計画」を実施します。「ウォーギルトインフォメーションプログラム」といいます。

GHQ は、「大東亜戦争」という用語を禁止するとともに、昭和20年12月から「太平洋戦争史」という、GHQ が企画した記事を、全国の主要新聞に一斉に連載させます。

NHK ラジオでもほぼ同じ内容の放送をさせました。「戦争はすべて日本のせいだとするとともに、日本兵が犯したと、残虐行為をあることないこと暴き立て、日本人の心に深刻なショックを与えました」。

GHQ は、戦争の指導的な政治家や軍人を被告にして、全員に有罪判決を下します。いわゆる東京裁判です。日本の過去を断罪し、歴史や伝統を断ち切ることが目的です。

憲法の改正はこういう状況下で行われます。アメリカの占領目的の一つは、日本が再びアメリカに武力をもって立ち向かうことがないよう、日本の国家体制を改造し、日本を弱体化することにありました。そこで英文で書いた憲法原案を与え、国家改造を行います。弱体化政策の一環として、GHQ が押しつけたのです。

日本は、「交戦権」の否定などを含む草案に衝撃を受けます。しかし拒否した場合、天皇の地位が存続できなくなることを恐れ、受け入れました。

占領軍が、占領地の憲法を変えることは国際法違反になるため、憲法草案は帝国議会で審議する形をとりましたが、GHQ の意向には逆らえず、ほとんど無修正で成立します。

GHQ は、新聞、雑誌、ラジオ、映画など、すべてに渡って言論に対する検閲を行って、GHQ に対する批判や不満を抑えました。日本国憲法についても、GHQ が起草したことを言うことや批判することも禁止しました。

#### 憲法、教育基本法から削除させた「伝統的精神文化」

「教育基本法」は昭和 22 年 3 月に公布・施行されましたが、GHQ の民間情報教育局は、「前文」案にあった「伝統を尊重し」という文言を削除させています。この後、「教育勅語」も 23 年 6 月、排除決議・失効確認決議をさせます。

GHQ は憲法と教育基本法、どちらからも「伝統や文化」「歴史の連続性」を排除します。「伝統や文化」「歴史の連続性」を切断することが、国家を弱体化するために何より重要だと、GHQ は認識していたのです。

東京裁判で指導者を処刑し、新聞・ラジオで日本を断罪するプロパガンダを流して過去の歴史を否定したのは、自らの命や財産を犠牲にして「歴史の連続性」「国家の存続を図る」人達が出ないようにするためです。GHQ は、日本人を日本人たらしめる「日本の伝統的精神文化」「歴史意識」を切断したのです。そして歴史の連続性を断ち切っておいて、「大東亜戦争」を「太平洋戦争」と呼び変えさせるなど、別の歴史をつくっていったのです。

八木教授は、GHQ が歴史の連続性を断ち切って、別の意味合いを与えた例を挙げています。

4月29日は昭和天皇誕生日ですが、GHQ はこの日に、東京裁判起訴状を提出します。

11月3日の明治天皇の誕生日(明治節)に憲法を公布します。こうして、歴史を上書きします。

12月23日は上皇の誕生日ですが、GHQ はこの日に A 級戦犯を処刑します。誕生日のお祝いをさせないようこの日に重ね、日本の指導者を戦犯として断罪した日にしたのです。ひどいと思いませんか。

### 日本国憲法に潜む革命思想

八木教授は日本国憲法に、ジョンロックの契約的な国家観、すなわち、革命思想が潜んでいると指摘しています。

「そもそも国政は国民の厳粛な「信託」によるものであって・・・」

と、ロックの唱えた革命思想が憲法の前文に入っていることを問題視し、指摘しています。97条にも「信託」という言葉が入っています。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、・・・現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として「信託」されたものである」

「信託」というのは、先に述べたように、「国家は個々人の『信託』によってできたものである。だから政府がきちんとその役目を果たさなければ、契約を解消して、別の政府をつくることができる。」という革命の論理です。八木教授はさらに

「日本国憲法は日本の歴史を断絶している。昭和20年以前の日本を完全に否定している」

という重大な指摘をしています。

日本国憲法には伝統や文化・歴史の連続性といったわが国の国柄を表すものは何もありません。日本国憲法を押し付けたのはアメリカです。アメリカはロックの革命思想を元にイギリスから独立した国です。アメリカは、日本が2度とアメリカの脅威にならないよう、憲法から歴史的な国家観をなくすだけでなく、歴史を断絶するロックの国家観、「革命思想」につながるものを潜ませて、これまでの日本とは違う日本を作ろうとした。その装置として日本国憲法を作ったのです。

八木教授は、「日本国憲法の最大の欠陥」は

「日本の長い長い歴史と伝統が否定されている。歴史を切断し、『新しい日本』をつくったという説明になっている」

ことだと指摘しています。「歴史を切断し、『新しい日本』をつくったという説明になっている」のが「問題の核心」とも指摘しています。

「新しい日本をつくった」というのはどういうことでしょうか。

八木教授は、日本国憲法が、日本の国の成り立ちを、次のように説明していると述べています。

「この憲法の論理ができあがった昭和 20 年、もしくは憲法が実際に起草制定された昭和 21 年に『その当時の人々が社会契約を交わして日本国という新しい国を創った』—こういう説明になっているので



す。つまり長い長い歴史を持った日本の伝統がはっきりと否定され、これまでの歴史から断絶された日本国という存在が新たに誕生した、というわけです。日本国憲法は『日本の憲法』でありながら、歴史的な存在としての『日本』というものは認めていないのです。」

戦後日本の様々な迷走の根底にあるのは、「日本の長い歴史と伝統を否定し、新しい日本を創った」と説明する憲法にあると指摘しています。

### 革命を続ける日本国憲法

日本国憲法の国家観を問題視している八木教授は、日本国憲法によって現在も「革命」が推進されていると次のように述べます。

「問題は、この日本国憲法が前提としている国家観が、現在進行形で『革命』を推進していることです。」

そうであるならば、これこそが憲法の問題です。日本国憲法にある国家観はロックの論理です。八木教授は、

「ここで注意を促しておきたいのは、ロックの論理(社会契約説)でもって日本の国の『国柄』を変えようという動きについてです」

「今の憲法がそもそも日本の歴史、伝統を否定するものであるとするならば、憲法を出発点としながらの『新しい国づくり』は、日本の歴史から断ち切られた完全に新たな国ができるということを意味します。いわば日本国憲法の論理による『革命』、『国柄の変更』です。」

と、平成に入ってから行われた様々な「改革」に「国柄の転換」を求めるロックの論理が繰り返し現れている、「改革」を提唱する政府の審議会の答申がまったく同じ論理である、と実例を挙げて指摘しています。

「国柄の転換」が必要であると述べている報告書＝橋本内閣時の「行政改革会議最終報告書」(平成9年12月)、「『21世紀日本の構想』懇談会最終報告」(同12年1月)、「司法制度改革審議会意見書」(同13年6月)、「中央教育審議会中間報告」(同14年11月)、「中央教育審議会答申」(同15年3月)。

「改革」の名の下に、日本の国柄を変えようという動きがあるのです。問題は見て分かるようにこの「改革」を求めているのが、政府だということです。八木氏はこのことについて

「(ロックの論理を使った)『革命』の動きが、それも政府主導の動きがあるということにも、強く警鐘を鳴らしておきたい」と強い懸念を示しています。「日本の国柄」を変える動きを政府が主導して行っているという由々しき問題が起きているのです。

「平成に入ってから様々な『改革』が行われていますが、その背景にあるのは、個人を主体にして『新しい国家』をつくるという日本国憲法の国家観です。日本国憲法が歴史的な共同体である『日本』を否定し、『日本らしさ』を失わせるための国家改造の“哲学”を提供しているのです。」

八木教授は、平成の様々な「改革」の背景に、日本国憲法に潜む国家改造の「哲学」、「国家観」があると指摘しています。

政府に審議会をつくらせ、その審議会でロックの「国家改造」「革命」の思想哲学を持つ「憲法」を元にして「国柄を変える」「新しい国づくり」を求める「答申」を出させる。過去を完全否定して歴史的連続性

を断ち切る「答申」を政府に認めさせ、その後、答申に沿った施策を実施させる。八木教授が指摘しているように、「政府主導」で行う。誰も反対することができない形で実行するのです。

### 家族の解体をすすめる憲法

「選択的夫婦別姓」制度を実現しようと左翼が主張しています。これは家族という伝統的な共同体を解体し、「個人」を出発点にして日本社会をつくり変えようという発想です。

人は誰でも、家族や会社や地域といった共同体の歴史や伝統を背負って存在しています。人は個人であると同時に、地縁による地域共同体、会社などの職業共同体、血縁による家族共同体など様々な共同体の一員です。共同体の歴史を担い、所属する共同体のために奉仕をしようとする意思があると思います。共同体が培った共通の価値観が道徳や倫理です。社会の常識といっても良いでしょう。

しかし、この共同体を否定的にとらえ、家族を解体しようとする動きがあるのです。一体この発想はどこから生まれているのでしょうか。八木教授は、

「自分が属している共同体を否定的に扱い、そこからの解放を求めるという論理が、日本国憲法にもともと内包されている」

と指摘しています。実は日本国憲法に問題の根源があるのです。具体的にいうと13条の「個人の尊重」と24条の「個人の尊厳」です。13条には、「個人の生命、自由及び幸福追求についての権利は、立法、その他国政の上で最大限の尊重を必要とされる。」24条には、「離婚・婚姻や家族法制は個人の尊厳に立脚して制定されなければならない」と求めています。日本の歴史や伝統を否定し、弱体化しようとした GHQ の占領政策によってつくられた憲法には、このような「家族解体条項」ともいえる論理が入っているのです。

日本を壊したい者達は、この憲法を根拠にして主張を展開しているのです。共同体や歴史、伝統を否定し、個人を最大限尊重するとする日本国憲法の論理をもとに家族制度を考えると「夫婦別姓」となってしまうのです。皇位の継承についても、「女系継承」が出てくるのは、憲法14条の法の下での平等、男女平等の論理からです。憲法の論理で伝統的な日本の皇室のあり方を変えようとしているのです。同様にこの憲法の論理で教育制度、行政改革、司法制度改革などあらゆる改革が行われています。いわば日本国憲法によって日本を壊しているのです。「革命」「国柄の変更」が憲法の論理によって現在進行形で行われているのです。

経済的な不利益や使い勝手に「夫婦別姓制度」推進を主張することも誤っています。保守的な立場にいる人々の中にも、「夫婦別姓制度」が家族制度を崩壊させ日本の国柄を変えてしまうということが理解できず賛成する人がいるのは非常に残念です。

歴史的共同体である日本を否定し、個人を主体にして国柄を変え、「新しい日本」をつくるという国家観を持つ現「日本国憲法」。日本国憲法によって革命が現在進行形で推進されているのです。なぜ憲法を改正しなければならないか、憲法の問題点が分かっていただけだと思います。

(「日本を愛する者が自覚すべきこと」八木秀次氏著、PHP 研究所発行、「新しい歴史教科書」自由社発行、から引用させていただきました。)